

消費生活センターだより

暮らしのスクラム



高齢者宅の訪問販売にご注意！

事例1

業者が自宅に来て「近くで工事をしている。お宅の瓦が割れているようなので無料で見てあげる」という。親切だと思って、屋根に上がってもらった。

業者は屋根の点検後、割れた瓦の写真をみせ「このままでは雨漏りして大変なことになる。すぐに工事をしたほうが良い」という。不安になり勧められるまま屋根工事の契約をしてしまったが、よく考えると、高い契約をしたと後悔している。



消費者庁イラスト集より



消費者庁イラスト集より

事例2

「お宅の雨どいが詰まっているので、3000円で掃除してあげる」と業者が自宅に来た。3000円を支払って雨どい掃除をしてもらったところ、「外壁が傷んで雨がしみ込んでいる。このままでは家が腐ってしまう」と言われた。

怖くなり、言われるがまま外壁塗装工事の契約をした。業者に「材料を手配しないといけないから」とせかされて代金を支払ったが、解約できないか。

アドバイス

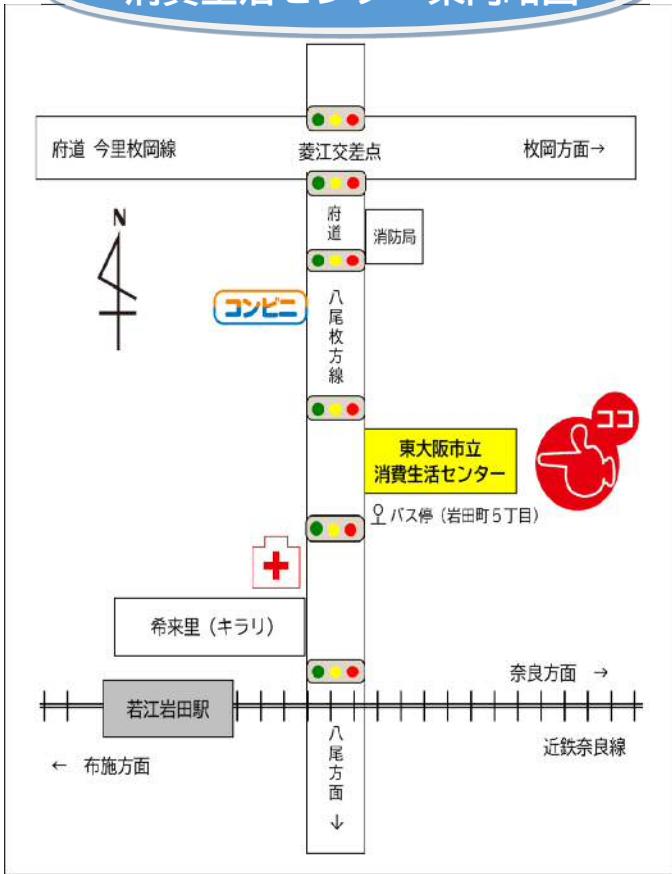
高齢者宅への、訪問販売が増えてきています。「無料で点検してあげる」などといって、家に上がり込み、「〇〇に問題があった、このままでは大変なことになる」などと不安をあおって、高額な商品や工事の契約を勧めます。高齢者宅の個人情報が出回っている可能性もあります。安易に家に招き入れない様にしましょう。

訪問販売の場合、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ（無条件解約）ができます。工事が済んでいても、この期間内であればクーリング・オフは可能です。しかし、事例2のように代金を支払った場合、クーリング・オフをしてもお金を返さないという業者や、雲隠れして連絡が取れなくなる業者もみられます。その場ですぐに代金を支払うことは危険です。



消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで

(土・日・祝休日・年末年始を除く)

※来所相談の場合は、

事前に電話予約してください。

●交通

近鉄奈良線若江岩田駅下車

北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

… 相談窓口ではこんなことをしています …

- ◆ 自主交渉の助言……………消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん ……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……………センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求

〈土曜・日曜の相談窓口〉（年末年始を除く）

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

ともに午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで

〈土曜・日曜・祝日の相談窓口〉（年末年始を除く）

消費者ホットライン 局番なしの「188(いやや!)」番 午前10時から午後4時まで